

平成30年度実地指導・監査等の  
実施状況について  
(介護保険施設及び居住系サービス、  
有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)

香川県健康福祉部長寿社会対策課  
施設サービスグループ  
平成31年3月20日

## <目 次>

1. 実地指導・監査等の実施状況について（共通）（P. 3～6）
2. 実地指導・監査の結果について（有料・サ高住）
  - ・ 人員・運営に関するもの（P. 7～12）
  - ・ 処遇に関するもの（P. 13～18）
3. 実地指導・監査の結果について  
（※介護保険施設及び居住系サービス事業所）
  - ・ 人員・運営に関するもの（P. 19～26）
  - ・ 報酬に関するもの（P. 27～38）
  - ・ 処遇に関するもの（P. 39～56）

※介護保険施設及び居住系サービス事業所は以下「介護施設等」と表記

# 1. 実地指導・監査等の実施状況について

(香川県所管分：H31.3.1現在)

| 施設種別          | 対象施設数<br>(H31.3.1現在) | 実地指導 | 随時確認<br>(監査等) | 計   |
|---------------|----------------------|------|---------------|-----|
| 介護老人福祉施設      | 61                   | 29   | 2             | 31  |
| 介護老人保健施設      | 34                   | 14   | 1             | 15  |
| 介護療養型医療施設     | 11                   | 5    | 0             | 5   |
| 介護医療院         | 2                    | 2    | 0             | 2   |
| 短期入所生活介護（単独）  | 20                   | 10   | 1             | 11  |
| 短期入所療養介護（単独）  | 1                    | 0    | 0             | 0   |
| 特定施設入居者生活介護   | 22                   | 9    | 1             | 10  |
| 有料老人ホーム       | 41                   | 22   | 1             | 23  |
| サービス付き高齢者向け住宅 | 25                   | 14   | 0             | 14  |
| 計             | 217                  | 105  | 6             | 111 |

(注)上記は、介護保険施設及び居住系サービス事業所並びに有料老人ホーム等を対象に整理している。

## (参考)通報・苦情・相談等について

[平成30年度 県受付分 (H31.3.1現在) ]

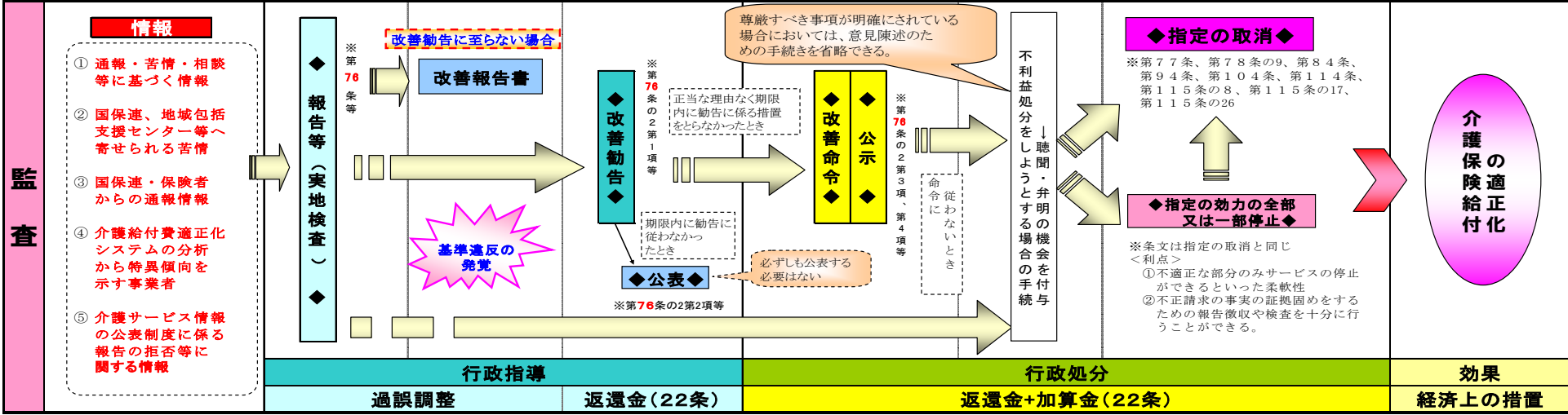
○件 数 41件 (平成28年度実績 44件、平成29年度実績 28件)

|         |                   |     |
|---------|-------------------|-----|
| ・ 内容の内訳 | 職員の対応 (言動、職員の質他)  | 11件 |
|         | 施設の対応 (事故対応他)     | 11件 |
|         | 入所者の処遇に関するもの      | 9件  |
|         | 職員による虐待           | 6件  |
|         | その他               | 4件  |
| ・ 施設の内訳 | 介護老人福祉施設          | 16件 |
|         | 有料・サ高住            | 12件 |
|         | 短期入所生活介護          | 4件  |
|         | 介護老人保健施設          | 4件  |
|         | その他 (養護、軽費、医療院など) | 5件  |

(注)上記は、県が所管する介護保険施設及び居住系サービス事業所並びに養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームなどを整理している。

# 県・市町が実施する指導・監査について

| 指導にあたっての基本方針                                      |   | 効果  |
|---|---|---|
| <b>集団指導</b>                                       | <p>制度管理の適正化のための指導は、都道府県及び市町が下記の重点事項を踏まえて実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①指定事務の制度説明<br/>→「指定及び指定の更新に係る欠格事由、指定の更新制の説明」</li> <li>②改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進<br/>→「監査指導の権限行使の考え方、事業規則、情報の公表制度の仕組み等の説明」</li> <li>③介護報酬請求に係る過誤・不正防止<br/>→「都道府県国保連と連携した介護報酬請求事務の講習」</li> </ul>  | <div style="border: 2px solid green; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: #e0ffe0;">                     制度管理<br/>適正化                 </div>    |
| <b>指導</b><br><br><small>第23条、第24条に基づく実地指導</small> | <p><b>実施指導</b>は、施設・居宅サービス等を行う事業所に対し、原則、都道府県及び市町が実施。<br/>必要に応じ厚生労働省（本省及び地方厚生局）との合同により実施。</p> <p>○ 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為について理解の促進、防止のための取り組みの促進について指導を行うとともに、高齢者虐待防止等については、一連のケアマネジメントプロセスの重要性の理解を求めるためのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメント等が適切に行われ、個別ケアの推進によって、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう運営上の指導を実施。</p> <p style="font-size: small;"> <span style="color: red;">※著しい運営基準違反が確認された場合</span>（虐待、身体拘束等）                     <span style="margin-left: 20px;"> <span style="color: red;">生命の危険がある場合</span> → <span style="color: red;">監査へ変更</span><br/> <span style="color: blue;">上記以外の場合</span> → <span style="color: blue;">一般行政指導（必要に応じ過誤調整）</span> </span> </p> | <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: #e0e0ff;">                     よりケアの<br/>実現                 </div>     |
|   | <p>○ 各種加算等について、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、一連のケアマネジメントプロセスに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについては是正を指導。</p> <p style="font-size: small;"> <span style="color: red;">※報酬請求に不正が確認された場合</span> <span style="margin-left: 20px;"> <span style="color: red;">著しく悪質な請求と認められる場合</span> → <span style="color: red;">監査へ変更</span><br/> <span style="color: blue;">上記以外</span> → <span style="color: blue;">一般行政指導（必要に応じ過誤調整）</span> </span> </p>  | <div style="border: 2px solid purple; border-radius: 50%; padding: 10px; background-color: #e0e0ff;">                     不適正な請求<br/>の防止                 </div> |



※「介護保険施設の指導監査について」(平成18年10月28日老発第10233001号厚生労働省老健局長通知)

## <参 考>

- 県有料指針 : 「香川県有料老人ホーム設置運営指導指針」
  - 県サ高住指針 : 「香川県サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」
  - 30青本 : 「介護報酬の解釈 1 単位数表編 平成30年4月版」
  - 30赤本 : 「介護報酬の解釈 2 指定基準編 平成30年4月版」
  - 30緑本 : 「介護報酬の解釈 3 QA・法令編 平成30年4月版」
- 
- 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（厚生労働省 以下のHP参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourei\\_sha/housyu/kaitei30.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/housyu/kaitei30.html)

## 2. 実地指導・監査の結果について（有料・サ高住）

### 人員・運営に関するもの（1）

#### （1）届出（登録）事項等の変更について

##### ○有料老人ホーム

- ・届出事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

【老人福祉法第29条第2項】

##### ○サービス付き高齢者向け住宅

- ・届出内容及びサービス付き高齢者向け住宅情報提供システムに登録をしている内容に追加・修正等の変更があった場合は、変更があった日から三十日以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

【高齢者の居住の安定確保に関する法律第9条】

#### （指摘事項）

##### 有料

- ・家賃や食事代の変更をしていたが、変更届が未提出
- ・重要事項説明書の内容に訂正や追記がある場合も変更届が必要

##### サ高住

- ・登録事項のサービス内容が変更になっていたが、変更届が未提出 7

## 2. 実地指導・監査の結果について（有料・サ高住）

### 人員・運営に関するもの（2）

#### （2）重要事項説明書

##### ○有料老人ホーム

- ・ 様式例に基づき作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に記載すること。

※十分な説明をすること

【県有料指針 12(4)】\*県のホームページに様式あり

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/jigyosya/roujinhome.shtml>

（指摘事項）

- ・ 記入漏れや追加訂正が必要な個所があった。  
実態に即した内容を記入すること。

#### （3）管理規程

##### ○サービス付き高齢者向け住宅

- ・ 入居者の定員、利用料、サービスの内容及びその費用負担、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応などを明示した管理規程等を設けること。

【県サ高住指針 6(1)】\*県のホームページに参考例あり

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/jutaku/kourei-sha/sa7.htm>

（補足事項）

- ・ 平成27年7月改正の指針より追加になった項目である。



## 2. 実地指導・監査の結果について（有料・サ高住）

### 人員・運営に関するもの（3）

#### （4）緊急時の対応（非常災害対策）

- ・ 職員、利用者の行動計画、避難場所、避難方法など、災害種別ごとに具体的な対応を明確にした行動マニュアルを作成又は見直しすること。

【高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き参照】

- ・ 非常災害対策について、迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立て、その概要を掲示するとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。

【県有料指針 8(5)・県サ高住指針 6(5)】

- ・ あらかじめ消防機関に通報のうえ、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すること。

【消防法施行規則 第3条第10項】

#### （指摘事項）

##### 共通

- ・ 消火訓練及び避難訓練が年2回行われていなかった。
- ・ 避難経路図の掲示がなかった。
- ・ 防災計画の内容が古く、現状に即したものではなかった。

## 2. 実地指導・監査の結果について（有料・サ高住） 人員・運営に関するもの（4）

### （4）緊急時の対応（非常災害対策）

※ 「かがわ介護保険情報ネット」 防災対策 参照

みんなで支えあう介護保険制度



かがわ  
介護保険  
情報ネット

お問い合わせ  
香川県長寿社会対策課

電話：施設サービスGr(832)3266 在宅サービス  
Gr(832)3269 介護人材Gr(832)3267 保険者支  
援Gr(832)3270 地域包括ケア推進Gr(832)3271  
FAX：087-806-0206  
メール：choju@pref.kagawa.lg.jp

トップ 香川県高齢者保健福祉計画 介護保険の実施状況 **事業者支援情報** ケアマネジャー支援情報 介護員養成研修  
福祉用具専門相談員 香川県介護サービス情報 介護サービス情報報告システム 介護職員による喀痰吸引等関係  
介護保険事業者指定・更新等状況一覧 高齢者施設等の情報提供 その他 権利擁護 かがわの認知症高齢者支援サイト  
同報システムメンバー登録

ホーム > 子育て・健康・福祉 > 介護・高齢者福祉 > 介護保険・高齢者福祉総合 > かがわ介護保険情報ネット  
トップ > 事業者支援情報

### 事業者支援情報

公開日：2018年7月6日

※ リスクマネジメント

- 感染症情報
- 感染症対策マニュアル
- 事故防止
- **防災対策**
- 食中毒

※ 介護保険サービスの質の確保

- 地域密着型サービスの評価
- 第三者評価

## 2. 実地指導・監査の結果について（有料・サ高住）

### 人員・運営に関するもの（5）

#### （5）職員の研修

- ・採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。
- ・特に、直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。

（研修項目例：感染症、認知症、虐待・身体拘束、事故防止など）

【県有料指針 7(2)・県サ高住指針 5(2)】

#### （指摘事項）

##### 共通

- ・研修はしているが、記録を残していない。
- ・参加できなかった人にも回覧し閲覧の記録を残すこと。

#### （好事例）

- ・年間計画を作成し、グループ内で研修を実施していた。

## 2. 実地指導・監査の結果について（有料・サ高住）

### 人員・運営に関するもの（6）

#### （6）契約（権利金）

##### ○サービス付き高齢者向け住宅

- ・事業者が入居者から受け取ることができる金銭は、敷金・家賃・サービスの対価のみであり、権利金や礼金の受領は禁止されている。  
【高齢者の居住の安定確保に関する法律 第7条】

## 2. 実地指導・監査の結果について（有料・サ高住）

### 処遇に関するもの（1）

#### （1）高齢者虐待防止に関すること

- ・ 設置者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。
    - 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講じること。
- 【県有料指針 9（4）・県サ高住指針 8（4）】

#### （指摘事項）

##### 共通

- ・ 虐待防止の研修を実施すること

#### （好事例）

- ・ 指針改正後、すぐに研修計画を見直し、身体拘束の研修を実施した。

## 2. 実地指導・監査の結果について（有料・サ高住）

### 処遇に関するもの（2）

#### （2）衛生管理等に関すること

- ・簡易専用水道の定期検査を1年以内ごとに1回実施すること。
- ・従業者に対し、感染症等予防及びまん延防止のための研修を定期的  
に実施すること。
- ・施設における、感染症に関する指針を整備すること。

【水道法第34条の二 第2項】

【社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について 8】

【県有料指針 8(9)一・県サ高住指針 6(9)一】

（指摘事項）

共通

- ・感染症対策の研修を実施すること

## 2. 実地指導・監査の結果について（有料・サ高住）

### 処遇に関するもの（3）

#### （3）事故発生時の対応について

- ・入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町及び入所者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。
- ・事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

【県有料指針 12(8)(9)・県サ高住指針 10(7)(8)】

#### （指摘事項）

##### 共通

- ・事故発生防止の研修を実施すること
- ・事故報告書の提出をすること（1報・2報）

#### （好事例）

- ・施設内で独自の基準を定め、細かい事例の記録を残している。

## 2. 実地指導・監査の結果について（有料・サ高住）

### 処遇に関するもの（4）

#### （4）サービス等

##### ①健康管理

- ・入居者の希望に応じて健康診断及び健康保持のための措置の記録を適切に保存しておくこと。

【県有料指針 9(1)四・県サ高住指針 8(1)四】

#### （指摘事項）

##### 共通

- ・健康診断は費用が個人負担になるので、受けない利用者については現在の健康状態を把握できるようなものを記録しておくこと。

#### （好事例）

- ・併設のデイサービスと入所者の記録ノートを共有し、1日を通した状態を把握（閲覧）できるようにしている。



## 2. 実地指導・監査の結果について（有料・サ高住）

### 処遇に関するもの（5）

#### （4）サービス等

##### ②金銭管理

- ・事業者が金銭管理を行う場合については、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めること。

【県有料指針 9(1)十・県サ高住指針 8(1)九】

（指摘事項）

共通

- ・金銭管理を行う場合は、管理規程を定めること。

## 2. 実地指導・監査の結果について（有料・サ高住）

### 処遇に関するもの（6）

#### （4）サービス等

- ③「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年7月28日老振発第0728001号）」

#### （留意事項）

- ・ 高齢者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為について医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とすること。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 人員に関するもの（1）

#### 【指導事項】

#### （1）勤務表に関するもの

#### 【共通】

- ・雇用形態にかかわらず、施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していなければ、介護保険法上の「常勤」とは認められない。
- ・非常勤職員の休暇や出張の時間は、常勤換算するときの勤務延時間数に含めない。
- ・常勤職員の休暇や出張の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤職員として勤務したものとする。（勤務延時間数に含めることができる。）

#### ○勤務表について

- ・施設ごとに、月ごとの勤務表の作成を行うこと。
- ・従業者の日々の勤務時間、常勤非常勤の別、業務の兼務関係等を明確にすること。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 人員に関するもの（2）

#### （1）勤務表に関するもの

##### ○休憩時間について

- ・勤務延時間数を計算するときの実労働時間に休憩時間は含まれないが、夜勤職員配置加算の延夜勤時間数を計算するときの夜勤時間数に休憩時間は含まれる。

17時から9時までの夜勤（16時間拘束）で休憩時間が2時間の場合、勤務延時間数を計算するときの実労働時間は14時間で、延夜勤時間数を計算するときの夜勤時間数は16時間になる。

##### ○常勤換算方法による職員数の算定方法について

- ・歴月ごとの職員の勤務延時間数を当該事業所又は施設において常勤職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 人員に関するもの（3）

#### （2）人員基準に関するもの

##### 【共通】

- ・ 人員基準上満たすべき看護師等の員数を算定する際の利用者数等は、当該年度の前年度の平均を用いる。この場合、利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

新設又は増床分のベッドに関する利用者数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数等とする。

##### 【介護老人保健施設】

- ・ 介護、看護職員は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となるように配置を行う。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 人員に関するもの（4）

#### （2）人員基準に関するもの

##### 【特別養護老人ホーム】

- ・ 特別養護老人ホームにおいて勤務すべき時間帯については、生活相談員、介護職員及び看護職員は兼務しないこと。（機能訓練指導員、介護支援専門員及び併設する短期入所の同職との兼務は可能。）
- ・ 特別養護老人ホームにおいて勤務すべき時間帯以外については、勤務表で明確に区分した上で他の事業所や施設の職務に従事することは可能。
- ・ 介護支援専門員については、入所者の処遇に支障がない場合は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができる。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（1）

#### （1）内容及び手続きの説明及び同意

##### 【特別養護老人ホーム・短期入所生活介護】

- ・ 申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付すること。

#### （2）利用料等の受領に関するもの

##### 【共通】

- ・ 利用料の支払いを受ける際は各費用を区分した領収証を交付すること。

#### （3）緊急時等の対応方法

##### 【特別養護老人ホーム】

- ・ 入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（2）

#### （4）非常災害対策に関するもの

##### 【共通】

- ・ 職員、利用者の行動計画、避難場所、避難方法など、災害種別ごとに具体的な行動マニュアルを作成すること。
- ・ 水害、土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画を作成すること。
- ・ マニュアル作成後は担当者を更新する等、内容について随時見直しを行うこと。
- ・ 職員、利用者等へ十分な周知を行うこと。
- ・ 定期的に避難等の訓練を実施すること。（年2回以上。）

#### （5）掲示に関するもの

##### 【共通】

- ・ 運営規程の概要、従業者の勤務の体制、（協力病院、）利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を施設（事業所）の見やすい場所に掲示すること。



### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（3）

#### （6）秘密保持等に関するもの

##### 【共通】

- ・ 従業者が、従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た入所者（利用者、入院患者）又はその家族の秘密を漏らすことがないよう雇用時等に取り決めておくこと。  
→誓約書等
- ・ 居宅介護支援事業者等に対して、入所者（利用者、入院患者）に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者（利用者、入院患者）の同意を得ること。  
→同意書等

#### （7）運営規程

##### 【特別養護老人ホーム】

- ・ 「緊急時等における対応方法」を定めておくこと。

##### 【介護医療院】

- ・ 医師の宿直の有無について定めておくことが望ましい。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 運営に関するもの（4）

#### （8）県条例により本県独自に設けられた基準に関するもの

##### 【香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例】

##### ①非常災害対策に関する具体的な計画の概要の揭示【第4条】

- ・非常災害対策に関する具体的な計画の概要を揭示すること。

⇒概要とは立地環境などから想定される非常災害の内容、避難場所、避難経路、避難方法などの計画の骨子が記載されたもの。揭示場所に制約がある場合などは、計画等を受付に備えて自由に閲覧できるようにしてもよい。

##### ②記録の整備等【第7条】

- ・入所者等に対する処遇又はサービスの提供に関する記録その他規則で定める記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。介護保険施設等の記録等の保存期間について、現行基準では2年であるが、公法上の債権として地方自治法第236条第1項の規定などを踏まえ介護報酬の適正な取扱いやサービスの向上等の観点から5年に延長している。なお、他の法令等により、保存期間の定めがあるものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 報酬に関するもの（1）

#### （1）報酬・加算に関するもの

##### ①【施設サービス共通】

##### ●**身体拘束廃止未実施減算**（30青本P747等参照）

- ・施設において、**身体拘束等の記録を行っていない**、身体的拘束の適正化のための対策を検討する**委員会を3月に1回以上開催していない**、身体的拘束適正化のための**指針を整備していない**又は身体的拘束適正化のための**定期的な研修を実施していない**事実が生じた場合に、入所者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

##### （指摘事項）

- ・身体的拘束等を行っていたにも関わらず、記録を残していなかった。（施設側に身体拘束の認識がなかった）
- ・身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していなかった。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 報酬に関するもの（2）

（減算の期間）（30緑本P197参照）

- ・施設において、身体拘束等の記録を行っていない等の事実が生じた場合、速やかに改善計画を県知事等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を県知事等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算。

（例）

- ・身体拘束の記録を行っていないかった日：平成30年5月10日～20日
- ・記録を行っていないかったことを発見した日：平成30年7月2日
- ・改善計画を県知事に提出した日：平成30年7月15日
- ・上記の場合、平成30年8月から最短で10月までの3か月間が減算対象。  
（必要な手続き）
  - ・平成30年 7月：実地指導の改善報告及び身体拘束に関する改善計画。  
加算の届出（身体拘束 減算型）
  - ・平成30年10月：身体拘束に関する改善報告  
加算の届出（身体拘束 基本型）

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 報酬に関するもの（3）

#### ●栄養マネジメント加算（30青本P769等参照）

- ・ 栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとする。

（指摘事項）

- ・ 同意を得られる以前から算定を開始していた。

（参考）

- ・ 入所日 平成30年5月10日（間違った加算開始日）
- ・ 初回作成日 平成30年5月10日
- ・ 同意日 平成30年5月15日（正しい加算開始日）

#### ●療養食加算（30青本P779等参照）

- ・ 厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算すること。

（指摘事項）

- ・ 欠食等により提供していないものも含めて請求をしていた。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 報酬に関するもの（4）

#### ●口腔衛生管理加算（30青本P735, 777等参照）

- ・ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行うこと。
- ・ 歯科衛生士が、当該入所者に係る口腔ケアについて、**介護職員**に対し、**具体的な技術的助言及び指導**を行うこと。
- ・ 歯科衛生士が、当該入所者における入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ、対応すること。

#### （指摘事項）

- ・ 歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っていなかった。

#### （補足）

- ・ 歯科衛生士が作成した口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提供すること。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 報酬に関するもの（5）

#### ②【各施設サービス】

#### ●生活機能向上連携加算（特定施設入居者生活介護）

（30青本P435等参照）

- ・ 指定訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該特定施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して、利用者毎に個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

（指摘事項）

- ・ 施設に理学療法士等の訪問がなかったにも関わらず、算定していた。（事務職員との連携ミス）

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 報酬に関するもの（6）

#### ●日常生活継続支援加算（介護老人福祉施設）

（30青本P749, 30緑本P219 等参照）

- ・介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

（補足）

- ・併設型のショートステイと兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数に基づき按分するなどの方法により、当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイにそれぞれに割り振った上で、本体施設での勤務に係る部分のみを加算算定の為の計算の対象とし、必要な人員を満たすこと。

（指摘事項）

- ・併設のショートステイと兼務している職員の勤務時間数の按分が適切に行われていなかった。



### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 報酬に関するもの（7）

#### ●夜勤職員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）

#### （介護老人福祉施設・短期入所生活介護）

（30青本P114, 753等 参照）

- ・夜勤職員配置加算を算定するにあたっては、夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1以上上回っていることが要件となるよう、必要な人員を満たすこと。

（補足）

- ・夜勤職員配置加算は、月ごとに（Ⅰ）～（Ⅳ）いずれかの加算を算定している場合、同一月においてはその他の加算は算定できない。喀痰吸引等ができる職員を配置できない日がある場合は、当該月においては、夜勤職員配置加算（Ⅲ）、（Ⅳ）ではなく（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定することが望ましい。

（平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 6） 参照）

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（8）

#### ●看取り介護加算（I）（介護老人福祉施設）

（30青本P781 参照）

- ・看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ・医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

（指摘事項）

- ・指針はあるが、入所の際に入所者や家族に対して、指針の内容についての説明せず同意を得ていなかった。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 報酬に関するもの（9）

#### ● 看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）

#### （介護老人福祉施設・短期入所生活介護）

（30緑本P223, 224等 参照）

- ・ 本体施設である介護老人福祉施設と併設のショートステイを兼務している看護職員は、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分するなどの方法により、当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて加算の算定の可否を判断すること。
- ・ 看護体制加算（Ⅱ）を算定している看護職員が機能訓練指導員を兼務する場合は、勤務時間の按分を行うこと。（当該職員によって看護体制加算（Ⅰ）を算定することは望ましくないとされているので留意すること。）

#### （指摘事項）

- ・ 対象看護職員が機能訓練指導員を兼務しており、勤務時間按分すると要件を満たさなかった。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 報酬に関するもの（10）

#### ● 看護体制加算（Ⅲ）（Ⅳ） （短期入所生活介護）

（30青本P317等 参照）

- ・ 定員規模に係る要件は、併設事業所に関しては、短期入所生活介護のみの定員に着目して判断すること。例えば、指定介護老人福祉施設の入所者数が50人、併設する短期入所生活介護の利用者が10人である場合、短期入所生活介護については29人以下の規模の単位数を算定する。なお、空床利用型の短期入所生活介護については、本体介護老人福祉施設の定員規模で判断を行うこと。

（指摘事項）

- ・ 空床利用型の短期入所生活介護であるが、本体介護老人福祉施設の定員規模での算定をしていなかった。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等） 報酬に関するもの（11）

#### ●療養環境減算（Ⅱ）（介護医療院）

（30青本P1041 参照）

- ・当該介護医療院の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が8未満である場合に1日につき25単位所定単位数から減算すること。療養室に係る床面積の合計については、内法により測定とすること。

#### ●送迎加算（短期入所生活介護）

（30青本P322 参照）

- ・利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合に算定を行うこと。

（指摘事項）

- ・居宅以外から事業所への送迎を算定していた。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 報酬に関するもの（12）

#### 【参考】

- ・かがわ介護保険情報ネット — 事業者支援情報 — 様式集 — 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

… 「加算等の届出」

- ・かがわ介護保険情報ネット — 事業者支援情報 — 自己点検シート（各種加算等）

… 「自主点検及び実地指導資料」

※かがわ介護保険情報ネット

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/etc/subsite/choju/index.shtml>

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（1）

##### 1. 身体的拘束に関すること

- ・ 入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き**、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

※「家族が希望しているから」、「病院でもしていたから」等は、緊急やむを得ない場合ではない。

- ・ 身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**を記録しなければならない。

※老健、療養型、医療院の場合は、医師が診療録に記載しなければならない。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（2）

##### 1. 身体的拘束に関すること

平成30年4月から以下の3点が施設基準に追加（減算対象）

- 一. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⇒ 開催だけではなく、その検討内容を職員へ周知徹底すること。

- 二. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

⇒ 盛り込むこととする項目が示されている。（委員会、職員研修、入所者等に対する閲覧等）

- 三. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

⇒ 年2回以上及び新規採用時には必ず実施すること。



### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（3）

#### 2. 施設サービス計画に関すること

##### ① 基本方針

- ・ **施設サービス計画に基づき**、サービスを提供すること。

##### ② 課題把握に関するもの

- ・ 施設サービス計画の作成に当たっては、**適切な方法**により、入所者の解決すべき課題を把握しなければならない。
- ・ 入所者の課題を客観的に抽出するための手法として、**合理的なものと認められる適切な方法**を用いなければならない。  
⇒ 国が示している「課題分析標準項目（23項目）」を含んでいること。（30緑本P.855）

【指摘事項】施設独自のアセスメント様式が上記23項目を網羅していないため、適切な方法による課題把握とは言い難い。

##### ③ 原案の作成に関するもの

- ・ 身体的拘束等を実施している場合は、計画に位置付けること。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（4）

#### 2. 施設サービス計画に関すること

##### ④ サービス担当者会議に関するもの

- ・ 原案の内容について、サービス担当者会議の開催又は担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図ること。

【指摘事項】 段取りが間に合わなかったため、サービス担当者会議を開催せずに一人で計画を作成していた。

##### ⑤ 説明・同意・交付に関するもの

- ・ 原案の内容について入所者又は家族に説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

※説明及び同意を要する原案とは、第1表及び第2表に相当するものをいう。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（5）

#### 2. 施設サービス計画に関すること

##### ⑥ モニタリングに関するもの

一. 定期的に入所者に面接すること。

二. 定期的モニタリングの結果を記録すること。

※「定期的に」の頻度については、入所者の心身の状況等に応じて適切に判断するものとする。

##### ⑦ 計画の変更に関するもの

- ・ モニタリングを行い、**入所者の解決すべき課題の変化が認められる場合等**、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うこと。
- ・ 計画を変更する際には、原則として、**基準省令第12条第2項から第8項に規定された一連の業務を行うこと。**

【指摘事項】短期目標終了に伴う計画の変更については軽微な変更として取り扱い、一連の業務をしていなかった。

## 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

### 処遇に関するもの（6）

#### 3. 感染症対策に関すること

- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する**委員会**をおおむね**3月に1回以上**開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底すること。  
【指摘事項】 委員会を3月に1回以上開催していなかった。
- ・ 感染症の予防及びまん延の防止のための**研修**を定期的を実施すること。⇒ **年2回以上**及び**新規採用時**には必ず実施すること。
- ・ 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）」に沿った対応を行うこと。

（抜粋）同一の有症者等が**10名以上**又は全利用者の半数以上発生した場合

※最初の患者等が発症してからの**累積の人数**で報告すること。

（平成26年1月31日25長寿第52888号香川県健康福祉部長寿社会対策課長通知）

【指摘事項】 指針に「**累積の人数ではない**」と記載している。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（7）

#### 4. 衛生管理に関すること

- ① 調理及び配膳に伴う衛生管理は、食品衛生法等関係法規に準じて行わなければならない。

⇒ 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号）等

- ② レジオネラ症対策等については、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

⇒ 「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年厚生労働省告示第264号）

⇒ 「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日付け健衛発第95号）等

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（8）

#### 4. 衛生管理に関すること

##### 循環式浴槽等における衛生管理

###### □水質検査の頻度

- |                     |   |       |
|---------------------|---|-------|
| 原水（温泉水等）を使用している     | — | 年1回以上 |
| 塩素消毒をし、毎日完全換水している   | — | 年1回以上 |
| 塩素消毒をし、毎日完全換水をしていない | — | 年2回以上 |
| 塩素消毒をしていない          | — | 年4回以上 |

□水質基準に適合しないときは、直ちに県に報告すること

□残留塩素濃度は0.2~0.4mg/lに保つこと

□貯湯槽の湯温は60℃以上に保つこと

□集毛器は毎日清掃すること

□衛生措置に関する点検結果は3年間保管すること 等

- 【指摘事項】
- ・水質検査を必要回数実施していない。
  - ・水質検査でレジオネラ菌等の検出があったにも関わらず、県へ報告していない。
  - ・各種点検結果が残っていない。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（9）

#### 5. 医行為（服薬介助）に関すること

- ・ 介護職員等が服薬介助を行う場合は、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年7月28日）」を参照すること。（30赤本P.1136）

患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師、看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ患者ごとに区分し授与された医薬品について・・・医薬品の使用を介助すること。

- ① 患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること。
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと。
- ③ 内服薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（10）

#### 5. 医行為（服薬介助）に関すること

- ・病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、**医行為であるとされる場合もあり得る。**
- ・福祉施設等においては、**看護職員によって実施されることが望ましく、**また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

#### 【指摘事項】

- ・事前に本人又は家族から依頼があったことが確認できない。
- ・3条件の確認者が、生活相談員や介護支援専門員である。
- ・医師の指示とは違う方法で服薬介助をしていた。



### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（11）

#### 6. 事故防止に関すること

- ① 事故発生の防止のための**指針**を整備すること。  
⇒ 盛り込むこととする項目が示されている。（委員会、職員研修、入所者等に対する閲覧等）
- ② 事故等が発生した場合は、**当該事実が報告され、その改善策を従業者に周知徹底する体制**を整備すること。  
⇒ 事故報告書やヒヤリハット報告書の提出だけではなく、改善策等を職員へ周知徹底すること。
- ③ 事故発生の防止のための**委員会**を定期的に行うこと。
- ④ 事故発生の防止のための**研修**を定期的に行うこと。  
⇒ 年2回以上及び新規採用時には必ず実施すること。

- 【指摘事項】
- ・ 委員会や研修を定期的に行っていない。
  - ・ 事故の改善策を従業者に周知徹底していない。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（12）

#### 6. 事故防止に関すること

- ⑤ サービスの提供により事故が発生した場合は、**速やかに市町村、入所者の家族等**に連絡を行うこと。

⇒ 県の「事故発生時の報告マニュアル」に基づき、適切に報告すること。（かがわ介護保険情報ネットに掲載あり）

（抜粋）

（事業者が事故報告を行う範囲）

（1） サービスの提供による利用者のけが等又は死亡事故の発生

※けが等とは、発生の原因にかかわらず、骨折、打撲、出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤投薬等で医療機関を受診し、治療または入院したものを原則とする。

【指摘事項】市町への報告が必要な事故が発生しているが、報告していない。

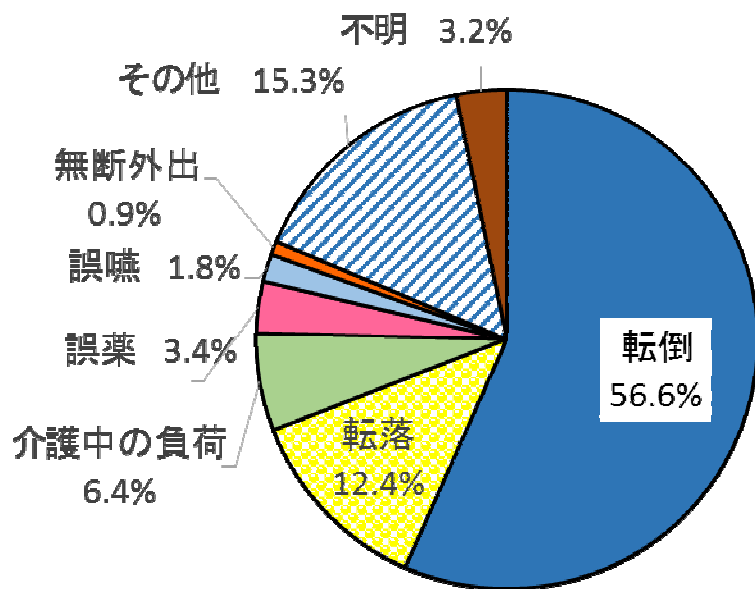
### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（13）

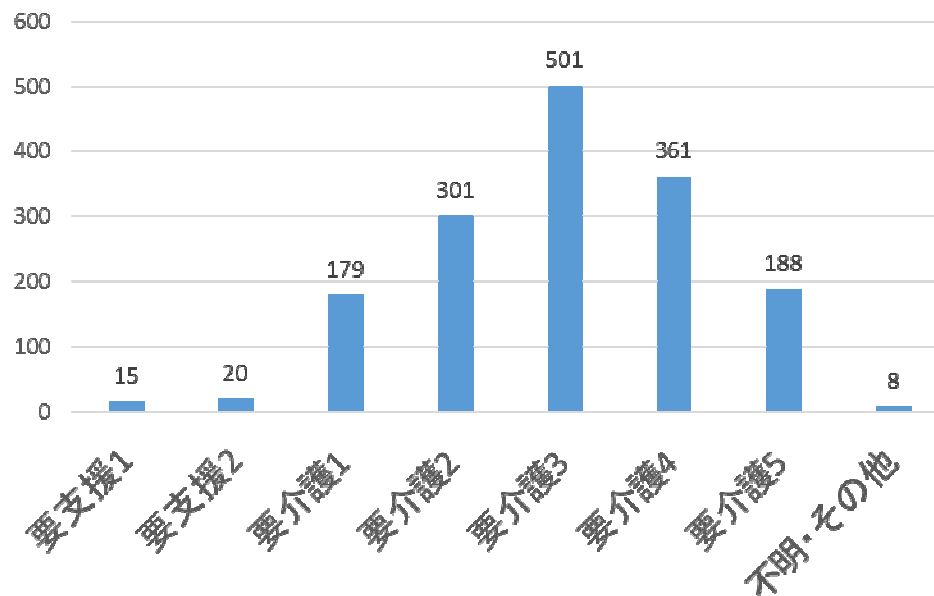
#### 6. 事故防止に関すること

- ・平成29年度事故報告の取りまとめ結果（平成29年4月1日～平成30年3月31日）  
介護保険施設及び居住系サービスの報告数は計1573件。以下内訳を掲載。  
（※居住系サービス＝短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護）

①事故原因



②要介護度

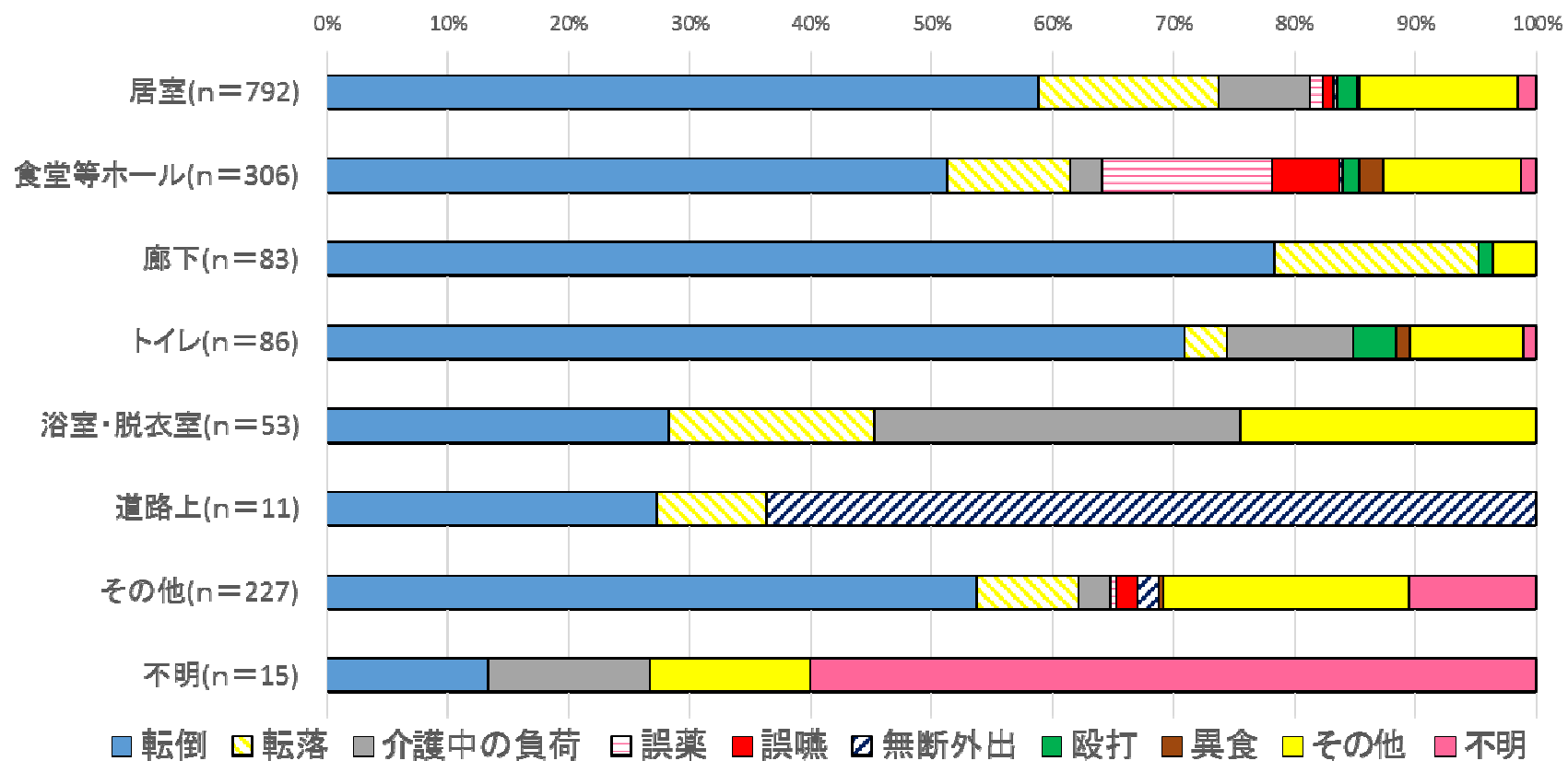


### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（14）

#### 6. 事故防止に関すること

##### ③発生場所

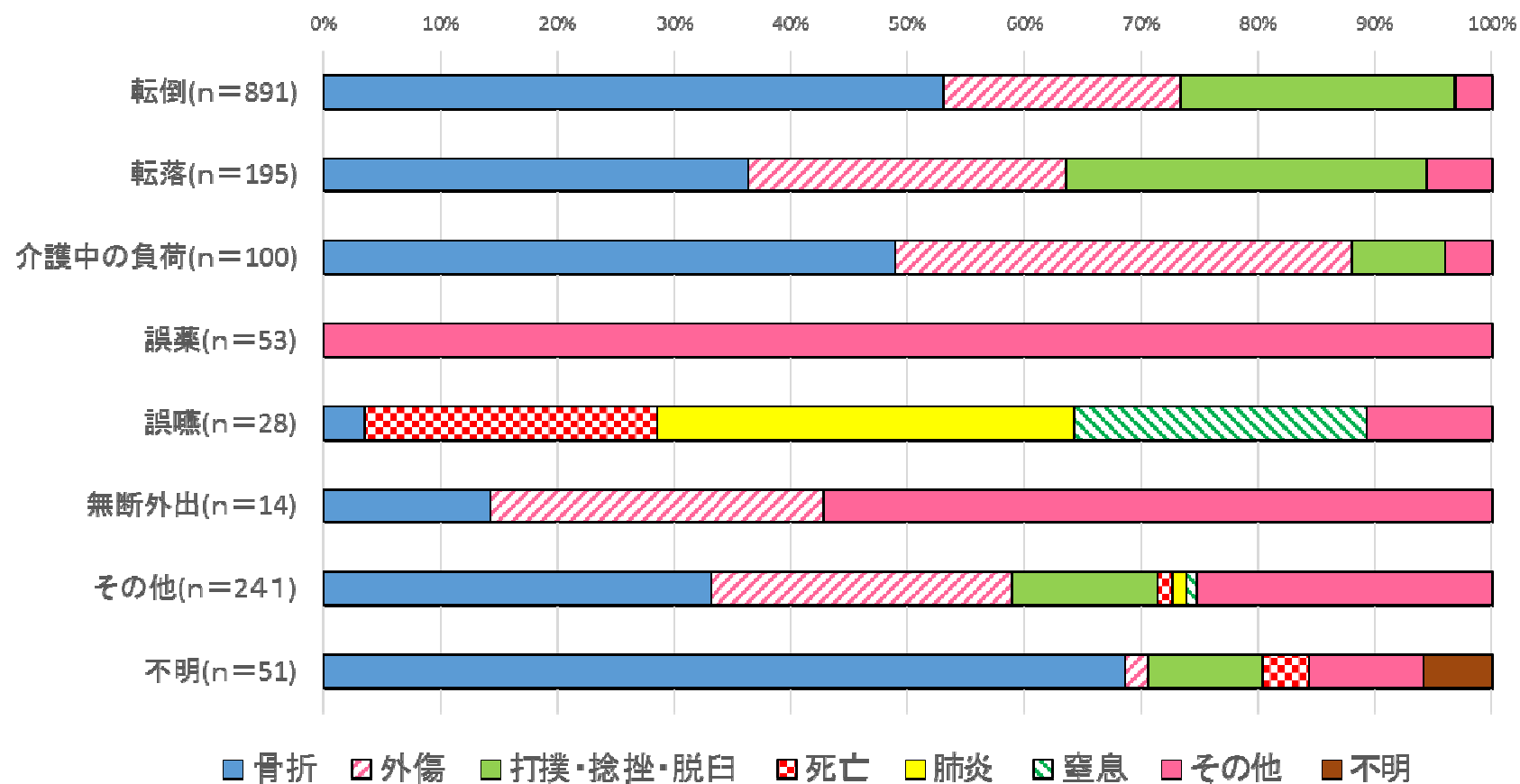


### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（15）

#### 6. 事故防止に関すること

##### ④事故による影響



### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（16）

#### 7. サービスの提供の記録に関すること

- ・入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、**被保険者証に記載すること。**

【指摘事項】保険者が記入するものと思っており、記入していなかった。

#### 8. 職員研修に関すること

- ・県の条例において規定

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（基準条例第52号 第6条）  
社会福祉施設等の設置者等は、職員又は従業員の資質の向上のために、**毎年具体的な研修計画を作成し**、当該研修計画に基づき全ての職員又は従業者に対して研修を実施し、**当該研修の結果を記録**するほか、職員又は従業者の研修の機会を確保しなければならない。

【指摘事項】研修計画がない。研修記録がない。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（17）

#### 9. その他の指摘事項

##### （入退所）

- ・利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、**定期的に検討**していない。（短期、特定は対象外）

##### （業務の質の評価）

- ・施設が**自らサービスの質の評価**を行っていない。
- ・定期的に**外部の者による評価**を受けていない。（県条例第8条）

##### （給食）

- ・**地産地消**に努めていない。（県条例第9条）

##### （入浴）

- ・ユニット型特養において、入居者の意向ではなく、**一律の入浴回数**を設けている。

### 3. 実地指導・監査の結果について（介護施設等）

#### 処遇に関するもの（18）

#### 9. その他の指摘事項

##### （褥瘡予防）

- ・ 褥瘡の発生を予防するための体制を整備していない。  
（計画の作成、評価、チームの設置、指針の整備、研修等）

##### （苦情処理）

- ・ 苦情を受け付けたにも関わらず、苦情の内容等を記録していない。